

都市農業機能発揮対策事業 [新規]

【191（－）百万円】

対策のポイント

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発を進めるとともに、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めていく必要があります。

政策目標

○都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大

（意識・意向調査による肯定的評価の割合

52%（平成23年度）→ 70%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

（委託費
委託先：地方公共団体等）

2. 都市農業の意義の周知

制度検討から得られた課題を踏まえつつ、都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

3. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

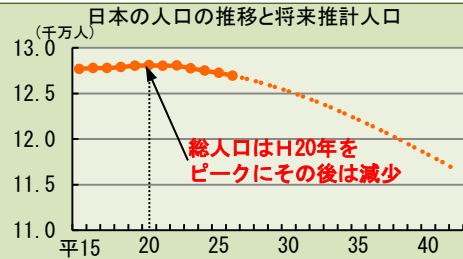
（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03－3502－0033）]

都市農業・都市農地を
めぐる環境の変化

人口・社会の変化

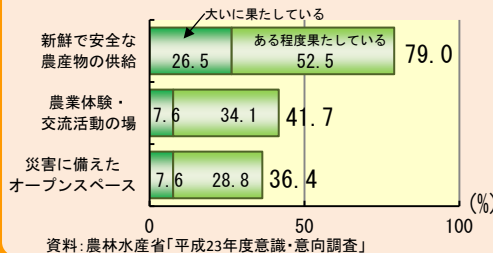
○人口の減少が進む中、都市の開発需要は減少。住宅と農地の共生するまちづくりが課題に。



都市住民の理解

○都市において都市農業、都市農地の保全を求める声が拡大。一方で、その果たしている役割への理解にはばらつき。

都市住民の都市農業・農地の役割への理解



農と福祉の連携の推進

○障害者の多様な就労機会の確保や高齢者福祉における介護メニューとして「農」へのニーズが拡大。



障害者福祉農園での就業機会の確保

関係省庁と連携して都市農業の多様な機能の発揮に向けた環境を整備

都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

(委託費)
(委託先: 地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

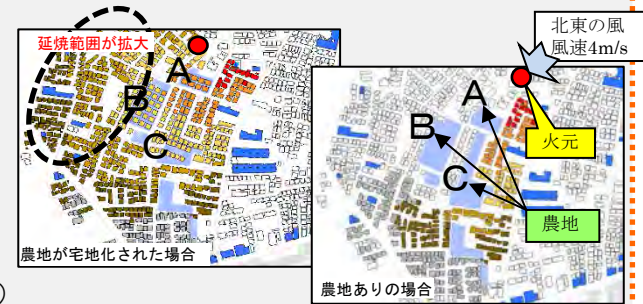
都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援。

【原則1～2年】

(ソフト・定額)
(事業実施主体: NPO法人、民間団体等)



農地の有無による延焼シミュレーション

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

【ハード: 1年、ソフト: 原則1～2年】

○福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
(ハード・1/2補助 + ソフト・定額)

○福祉農園の全国への拡大・定着を推進。(ソフト・定額)
(事業実施主体: NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



介護福祉施設での農園整備

都市農村共生・対流総合対策

【2,750(2,100)百万円】

対策のポイント

観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携した豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動や市町村が中心となった地域資源を活用する取組を支援して、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図る必要があります。さらに、人口減少社会に対応し、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進します。

政策目標

都市と農村の共生・対流等を通じて、平成29年度までに、全国での交流人口を1,100万人まで増加させることなどにより、所得・雇用の増大を実現

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,000(2,100)百万円】

(1) 集落連携推進対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限800万円等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等）

(2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します（総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用。）。

（補助率：定額（1地区当たり250万円）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等）

(3) 施設等整備対策

農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

（補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等）

(4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等）

※ 重点対策として、連携プロジェクト（子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農観連携）を実施。

2. 山村活性化支援対策

【750(－)百万円】

特色ある豊かな地域資源を有する一方、人口減少や高齢化が著しい山村における所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の未利用資源等の潜在力を再評価し活用する取組を山村活性化支援対策として支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|---------------|----------------|
| 1の事業 | 農村振興局都市農村交流課 | (03-3502-5946) |
| 2の事業 | 農村振興局中山間地域振興課 | (03-3502-6005) |

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



所得・雇用の増大、
活性化の必要

都市と農山漁村
の共生・対流
を強力に推進



消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての主な連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

- ・体験プログラムや安全対策の充実などの受入体制づくり、宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣、福祉農園の開設・整備等



高齢者生きがい農園

農観連携プロジェクト

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

- ・受入体制の整備、広域観光周遊ルート開発、プロモーションの推進等



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策

都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,000(2,100)百万円】

集落連携推進対策

（旧小学校区単位）

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額（上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区
上限900万円/地区）

+ 人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施
※総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（上限250万円/地区）

+ 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村）等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等（上限2,000万円/地区 等）

広域ネットワーク推進対策（全国・都道府県単位）

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

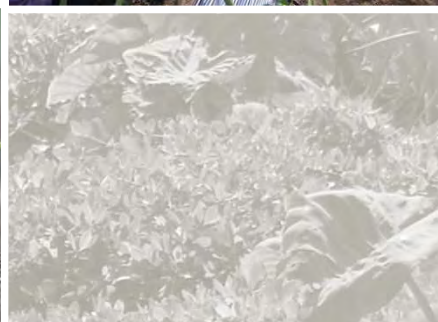
山村活性化支援対策

【750（—）百万円】

- ・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の拡大や域外への販売促進等に必要な組織・体制づくり、域内人材の育成、取組の試行実践等を支援

- 実施主体：市町村等
- 補助率：定額（上限1,000万円/地区）

福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～



近年、福祉施設等において健康目的、生きがい目的として農作業を活用する取組が全国で見られます。また、職業として農業分野に就労する障害者の方も増えてきています。

このパンフレットでは、こうした取組を更に拡大するために活用できる主な支援策を紹介します。

はじめに

我が国の人口は、近年、1億2,800万人前後で推移してきましたが、今後、少しずつ減少し、2050年には1億人を下回る見通しとなっています。また、65歳以上の高齢者人口は2011年に2,975万人と過去最高となり、今後も上昇を続けると推定されています。

今後、社会の高齢化・成熟化が進むにつれ、国民の健康への関心の高まりによる機能性食品や介護食品の需要が増加していくことが見込まれます。また、高齢者の方々の生きがいとして、さらには予防介護やリハビリとしての農業への注目もますます高まることが予想されます。

また、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現し、職業による自立を進めていくためには、障害者の法定雇用率の引き上げ等に伴う農業分野の新たな可能性も見過ごすことはできません。

このような中、平成25年12月に政府が策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、『世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、施策を大胆に展開していく』と記されたところです。

本パンフレットでは、主に高齢者の健康増進や生きがいとしての農業の活用、障害者の農業分野での雇用等を考えている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支援策等を一問一答で取りまとめました。

実施目的や農地の条件等、皆様のそれぞれの状況に応じて、ご活用いただけると幸いです。

平成26年2月

目次

対応表: ○がついているところがそれぞれの取組に対応した問です。

高

…高齢者向け

障

…障害者向け

高

障

ページ

農地の利用・農園整備関係	1	農地を利用して農作業したい場合、どのようにすればよいでしょうか。	○	○	3
	2	福祉目的で利用可能な農地はどのようにすれば見つけられますか。	○	○	5
	3	福祉目的で農園を整備する場合に、利用可能な支援策はありますか。	○	○	6
	4	福祉目的の農園整備に関する支援を受けたいのですが、どのように申請すればよいですか。	○	○	9
	5	福祉施設と農園を一体的に整備・運営したい場合の支援は、どのようになりますか。	○	○	10
	6	農作業に使った農機具や、汚れた手足を洗うための洗い場などの施設を設置するための助成はありますか。	○	○	11
	7	農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか。	○	○	12
障害者雇用等関係	8	障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか。また、障害者雇用に取り組む事例などがあれば教えてください。		○	18
	9	障害者を雇用(受入)したい場合に参考となるマニュアルなどを教えてください。		○	19
	10	障害者を雇用した場合に、活用できる支援策などありますか。		○	20
	11	農業を活用した障害福祉サービスを障害者に提供する場合に、活用できる支援策はありますか。		○	22
(参考) 生活困窮者関係	12	生活困窮者の自立に向けた制度ができましたが、どのような制度でしょうか。			23

農地の利用・農園整備関係

事例① 「農」とふれあう園芸療法・介護プログラムの導入

〔 通所介護施設が、通所者の身体改善や回復効果の増進を目的に、農作業をレクリエーション活動に導入 〕



【デイサービス施設に隣接した農園】

「園芸デイサービスなりた（千葉県成田市）」では、通所介護施設（デイサービス）利用者のレクリエーション活動の一環として、平成16年度より園芸活動を実施しています。

デイサービス施設に隣接した農地（20a程度）では、利用者の希望で花や大根の栽培などの農作業を行うことが可能となっています。

収穫物を施設内の昼食として活用するほか、家庭に持ち帰って家族と一緒に食べることにより会話が増えるなど、家族との交流にも繋がっています。

※ 農園整備については、P3以降をご参照ください。

事例② 高齢者を対象とした「農」とのふれあい農園

〔 都市に住む高齢者の心身の健康増進を目的に、身近に「農」と触れあう機会を農家が提供 〕

「石坂ファームハウス（東京都日野市）」では、高齢者の心身の健康増進を目的として、おおむね60歳以上の方を対象とした農業体験農園を平成23年3月に開設しています。

高齢者の利用に特化した農業体験農園の取組は全国的にも珍しく、農園では、園主による講習会「畑の体験講座」や収穫祭を開催しています。

更に、講習会等に参加した高齢者は、平成6年、同園主が発足させた「自然の恵みを楽しむ会」（味噌や団子づくり等多彩なイベントを開催）にも参加するなど、コミュニティーが形成されています。



【農園での野菜の植付け等の講習会】

障害者雇用等関係

事例③ 農業生産法人と障害者施設の連携

〔 農業生産法人と障害者施設が請負契約を結び、障害者が農業生産法人内で農作業を実施 〕

農業生産法人の(株)桃源(島根県出雲市)は、障害者施設のNPO法人の「なかよし」(同市)と連携し、この施設の利用者(障害者)を施設外就労(※)として受け入れ(農業生産法人が障害者施設に農作業を委託)しています。

障害者は、トマトの収穫、出荷調製などの作業を実施。作業環境の整備により、作業の幅が広がるなど、農作業に従事する障害者数も増加しています。

農業生産法人側にとっても障害者は欠かせない存在で、直売所では、障害者が関わった農産物であることを明示し、魅力を感じた消費者から選択される商品になっています。



【トマトの出荷調製】

※ 施設外就労については、P15をご参照ください。

事例④ 障害者雇用をきっかけに業績アップ

〔 経験や勘に頼っていた技術を、障害者でもできるように見直すことで、従来の作業工程などを大幅に改善 〕



【虫トレーラー(虫とり機)】

〔 ※障害者がゆっくり押すことで、作業に適したスピードを実現 〕

京丸園(株)(静岡県浜松市)は、「農を通した働き場の場づくり」をめざし、雇用及び研修生を受け入れています。

同園では、障害者の作業に適した品種の導入や機械(虫取り機など)の開発・実用化により、経営が大幅に改善され、業績もアップしました。

また、障害者の就業・訓練等を行う部署を設けるとともに、障害者福祉施設やハローワーク等の公的機関と連携して、障害者が働きやすい環境づくりに努めています。

1 農地を利用して農作業したい場合、どのようにすればよいでしょうか。

(答) 農地で農作業をするには、大きく分けて以下の2つの方式があります。なお、①、②以外の方法でも農作業に取り組む方法もありますので、お近くの市町村農業担当部局にご相談ください。

① 利用料を支払って農地を利用する場合

* 体験農園などに利用料を支払って農作業をする形態です。気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。

利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



障害者施設、介護施設の利用者

利用料金

各種サービス



体験農園



【補足メモ】

*「体験農園など」とは、開設者に対して利用料金を支払って農作業をする農園のことで、国内では、ふれあい農園、レジャー農園、観光農園などと呼ばれています。



【お問い合わせ先】

市町村、農業委員会、利用を考えている農園

② 農地の所有者から賃貸借契約を結んで借り受ける、又は購入して所有する場合

農地の所有者と賃貸借契約を結び、利用主体自らが、農地を借り受けて農作物の生産を行う形態です。

収穫物の販売等の自由度が増しますが、利用主体は農作物の日常の世話を自ら行うなど、農地を適切に管理して頂く必要があります。契約に先立ち、農業委員会の許可が必要になります。

また、利用主体による農地の所有については、非営利の福祉活動目的であれば可能な場合もありますが、必要な要件や具体的な手続きについては農地がある市町村の農業委員会へお問い合わせください。



障害者施設、介護施設



所有者



【補足メモ】

*「農業委員会」とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、各市町村に設置されています。

農業者の代表などからなる農業委員の話し合いで運営されています。

< 福祉施設による農地の権利取得の特例 >

なお、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、その設立目的たる教育、医療又は社会福祉事業の業務運営に必要な施設の用に供するために農地の権利を取得する場合については、農地の権利取得について農地法第3条による許可を可能とする例外措置が講じられています。

(農地法施行令第6条第1項第1号ハ)



【お問い合わせ先】

市町村、農業委員会、利用を考えている農園

2 福祉目的で利用可能な農地はどのようにすれば見つかりますか。

(答) 体験農園などの施設を利用する場合と、農地の所有者から直接農地を借り受ける(又は購入する)場合とで異なりますので、以下の①、②を参考にしてください。

① 体験農園などの利用をお考えの場合

既に開設している農園の情報などについて、お住まいの市町村の農業担当係へご相談ください。

② 農地の賃貸借や所有をお考えの場合

農業委員会の許可が必要となりますので、農地がある市町村の農業委員会や農業担当係へご相談ください。

相談する前に以下のようなことを整理しておきましょう(一例)

- ・どの程度農作業を行うのか?(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのようなサービスを希望するか?(農地だけ、栽培指導も必要など)
- ・どの地域を希望するのか?(農地までの移動距離や環境など)
- ・駐車場や更衣室は必要か?

(参考情報)

農林水産省HP「市民農園をはじめませんか」

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/index.html

農地情報提供システム(全国農業会議所)

<http://agri.nca.or.jp/>



【お問い合わせ先】

市町村、農業委員会

3 福祉目的で農園を整備する場合に、利用可能な支援策はありますか。

(答) 高齢者の健康づくりを目的とした「高齢者生きがい農園」及び農作業を通じた園芸療法による高齢者の介護を目的とした「リハビリ農園」(デイサービス施設に併設する農園)の整備に要する経費の一部を支援することができます。

また、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の整備に要する経費についても、一部支援できます。

- 都市農村共生・対流総合対策交付金(農山漁村地域)
- 「農」のある暮らしづくり交付金(都市及び都市近郊地域)

対策名	内容	補助率	実施主体
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手作り活動を総合的に支援	ソフト事業 定額(1地区当たり上限800万円) ハード事業 1/2等(1地区当たり上限2000万円、但し福祉関連施設は上限なし)	地域協議会、農業法人、NPO 等
「農」のある暮らしづくり交付金	都市及びその近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な農園等の整備に対する支援	ソフト事業 定額(1地区当たり上限400万円) ハード事業 1/2以内	民間団体、NPO、市町村、社会福祉法人 等

農林水産省HP 都市農村共生・対流総合対策交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html

農林水産省HP 「農」のある暮らしづくり交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/nouaru_kurashi/index.html



【高齢者生きがい農園】



【障害者の雇用を目的とした農業施設】

※ この他にも、**農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**の利用が可能な場合がありますので、お問い合わせ下さい。(市町村等がたてる活性化計画に位置づけられることが必要)

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局都市農村交流課

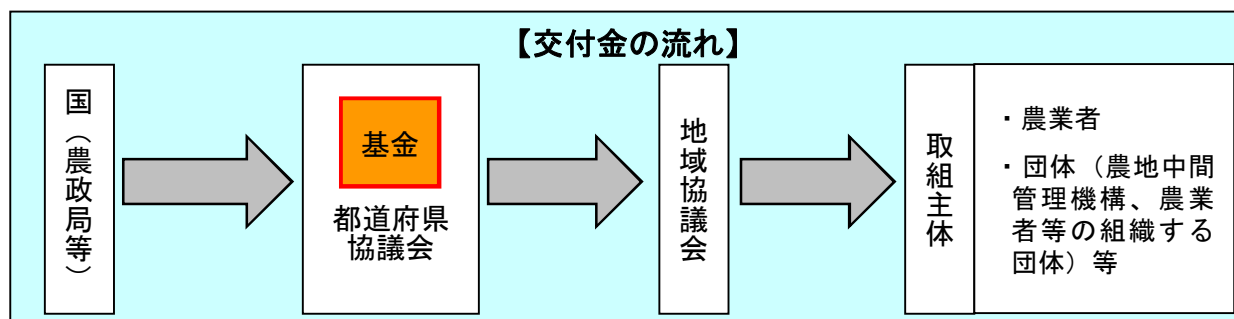
なお、荒廃した耕作放棄地（荒廃農地）の再生を図ることを目的とし、再生後の農地を農業体験施設（市民農園、教育ファーム）として整備する場合の経費も一部支援できます。

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

対策名	内容	補助率	実施主体
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	農業体験施設（市民農園・教育ファーム）の整備に対する支援	1／2等	地域協議会、法人（NPO、社会福祉法人など）等

農林水産省HP「耕作放棄地対策の推進」

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>



【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村計画課

また、農地の利用について、高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティア活動のモデル的な活動について、その立ち上げ費用を支援することもできます。

なお、当該事業を実施するにあたり、別途活動拠点の整備が必要な場合には、その経費の一部も支援できます。

○高齢者生きがい活動促進事業

対策名	内容	補助率	実施主体
高齢者生きがい活動促進事業	高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティアに関するモデル的な活動の立ち上げを支援 (有償ボランティア活動例) 高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動	1か所あたり 100万円	市町村

○地域支え合いセンター整備事業

対策名	内容	補助率	実施主体
地域支え合いセンター整備事業 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)	高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付	〈創設〉 1か所あたり 3,000万円 〈改修〉 1か所あたり 650万円	市町村

【お問い合わせ先】

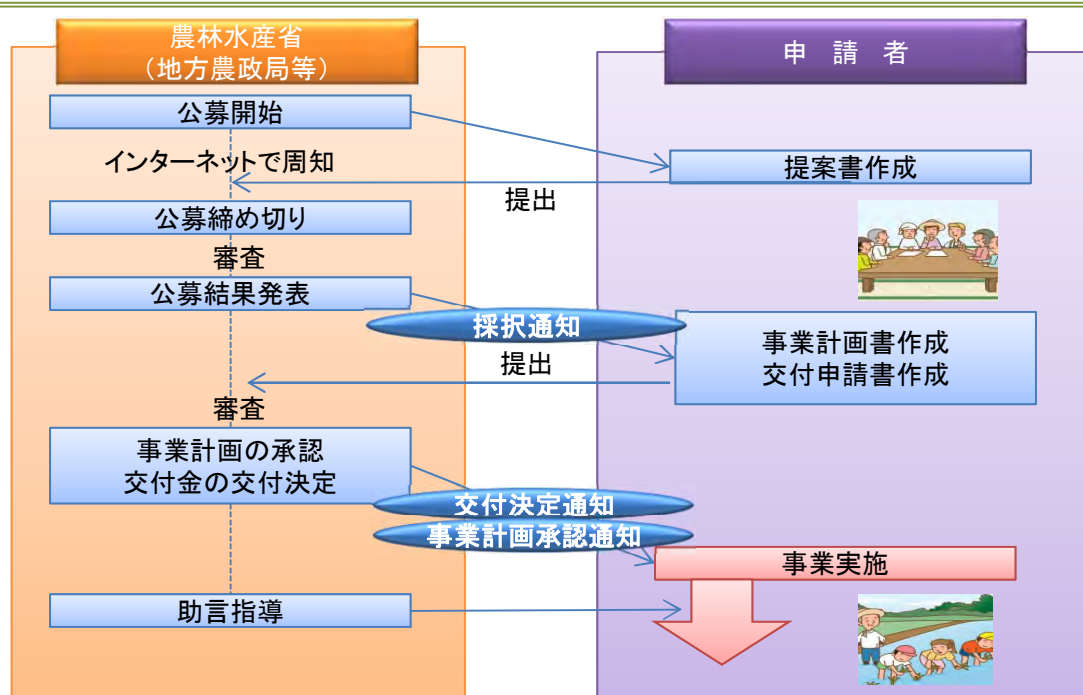
厚生労働省老健局振興課(高齢者生きがい活動促進事業)

厚生労働省老健局高齢者支援課(地域支え合いセンター整備事業)

4 福祉目的の農園整備に関する支援を受けたいのですが、どのように申請すればよいですか。

(答) 高齢者の介護や健康づくり、障害者の就労を目的とした農園の整備のため「農」のある暮らしづくり交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用する際には、毎年1月末から2月頃に公募を行いますので、公募要領に基づき、お住まいの地域を管轄する地方農政局等(北海道の方は農林水産省、沖縄県の方は内閣府沖縄総合事務局)に、提案書を提出してください。

審査の結果、採択された場合には、事業計画の承認申請及び交付金の交付申請の手続きを経たのち、交付決定を受け事業に着手することになります。(以下フロー図参照)



詳細については、地方農政局等のホームページに掲載していますのでご覧ください。

農林水産省HP 都市農村共生・対流総合対策交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html

農林水産省HP「農」のある暮らしづくり交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/nouaru_kurashi/index.html



【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局都市農村交流課

5 福祉施設と農園を一体的に整備・運営したい場合の支援は、どのようなになりますか。

(答) 厚生労働省と農林水産省では、福祉農園の拡大・定着に向け、福祉施設や農園の整備、それらを運営する活動に対し、費用の一部を支援しています。その支援対象は次のとおりです。

厚生労働省

- 社会福祉施設等施設整備費補助金(障害者)
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(高齢者)

○福祉施設の整備や活動に対する支援の例



【拠点交流施設】



【スロープ(段差の解消)】



【手摺りつきトイレ】



【高齢者に対する介護活動】

福祉施設と農園を一体的に整備・運営

農林水産省

- 都市農村共生・対流総合対策交付金(都市計画区域外)
- 「農」のある暮らしづくり交付金(都市計画区域内)
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
(市町村等がたてる活性化計画に位置づけられることが必要)

○福祉農園の整備や活動に対する支援の例



【農園】



【ハウス】



【出荷調整機】



【セミナーの開催】

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課
農林水産省農村振興局都市農村交流課

6 農作業に使った農機具や、汚れた手足を洗うための洗い場などの施設を設置するための支援策はありますか。

(答) 高齢者の介護や健康づくり、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の整備を行う場合、施設整備に要する経費の一部を支援することができます。

○ 都市農村共生・対流総合対策交付金(農山漁村地域)
○ 「農」のある暮らしづくり交付金(都市及び都市近郊地域)

対策名	内容	補助率	実施主体
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手作り活動を総合的に支援	ソフト事業 定額(1地区当たり上限800万円) ハード事業 1/2等(1地区当たり上限2000万円、但し福祉関連施設は上限なし)	地域協議会、農業法人、NPO 等
「農」のある暮らしづくり交付金	都市及びその近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な農園等の整備に対する支援	ソフト事業 定額(1地区当たり上限400万円) ハード事業 1/2以内	民間団体、NPO、市町村、社会福祉法人 等

○助成対象の例



【洗い場】



【トイレ】



【駐車場】



【資材置場】

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局都市農村交流課

7 農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか。

(答) これまで開設している農業体験農園は、開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり農作業の指導に当たることが一般的です。

その他、農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や農業の専門技術者が配属されている都道府県の普及指導センターへお尋ねください。

なお、施設外就労(P15参照)として、障害者施設が障害者に技術等を習得させる場合は、あらかじめ同行する支援スタッフが作業内容等を理解した上で、支援スタッフからの指導によることとなります。

相談する前に以下のようなことを整理しておきましょう

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのような方を対象とした指導なのか？(障害の種類や人数など)
- ・どこで農作業を実施するのか？(体験農園や福祉施設)
- ・日常の管理はどこまで行うことが可能か？

(参考情報)

「都道府県別普及指導センター」
(（一社）全国農業改良普及支援協会)

<http://www.jadea.org/link/center.html>

**【補足メモ】**

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省HP「農作業安全対策」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html



【お問い合わせ先】

市町村、利用を考えている農園など

「農作業と健康の関係について」

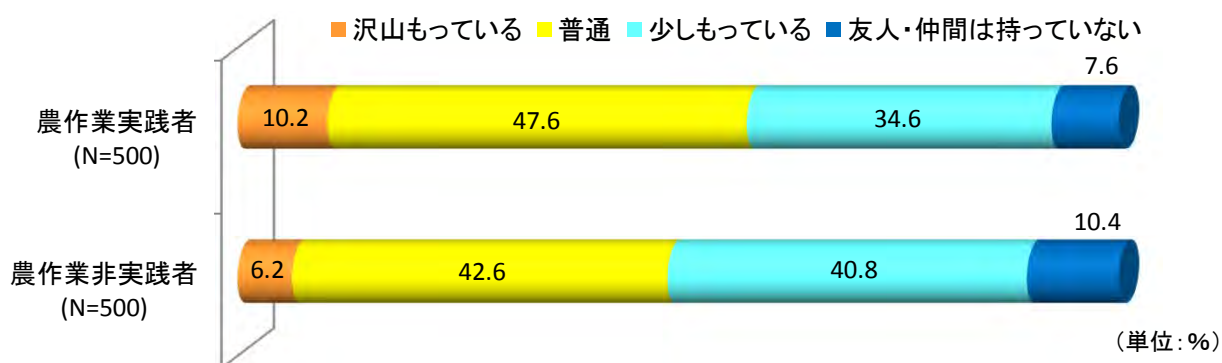
市民農園等での農作業の効果について、高齢者を対象にアンケート調査を実施した結果、農作業をしている者は農作業をしていない者に比べ、以下をはじめとした項目で有意な結果が得られた。

- 「生きがい(喜びや楽しみ)」を感じている人が多い
- 「近所とのつながり」が強い人が多い
- 「友人・仲間」が多い
- 「農作業は継続しやすい」と考えている人が多い

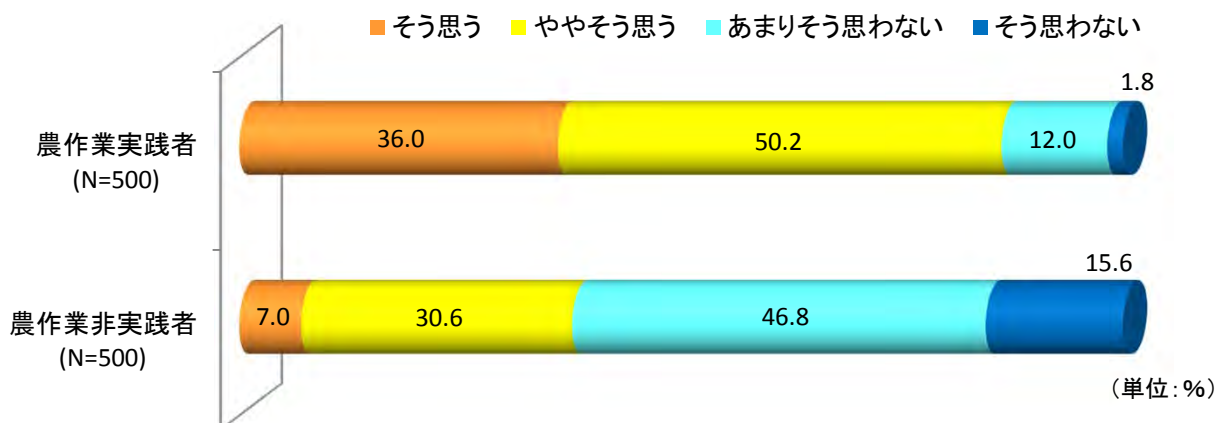
(アンケート調査の概要)

- ・調査対象者：全国の60歳～69歳の男女
- ・回収数：市民農園や家庭菜園等の農作業実践者500人、非実践者500人

Q：あなたは、ふだん親しくしている友人・仲間をどの程度持っていますか。



Q：農作業は他の運動(スポーツやウォーキング等)と比較して、続けやすいと思いますか。



「まずは始められるところから」

○ まずは見学や体験から

障害者の雇用は、貴重な戦力となるだけでなく、経験や勘に頼っていた技術を障害者でもできるように見直すことで作業工程などが整理され、これが経営改善につながったという事例があります。

しかし、いきなり障害者と農作業を始めても、受け入れ側が求めるような出来映えにならないこともしばしばですので、まずはお互いを知るために、たとえば、近くの障害者就労施設を見学したり、障害者就労施設から農作業の体験や見学に来てもらうことから始めるとよいでしょう。

始められるところから始め、次第にお互いのことを知って良い関係を作っていく。そこには時間をかけて取り組んでいくことも必要ですし、農家や農業法人、障害者本人、障害者を支援する機関と協力体制をつくりながらすすめることが大切です。

○ 施設外就労や共同で農作業を委託する方法

よく農家や農業法人の方から「障害者に来てもらおうと思っても一年を通じて仕事がない」、「忙しい時期や時間が決まっている」という声を聞きます。

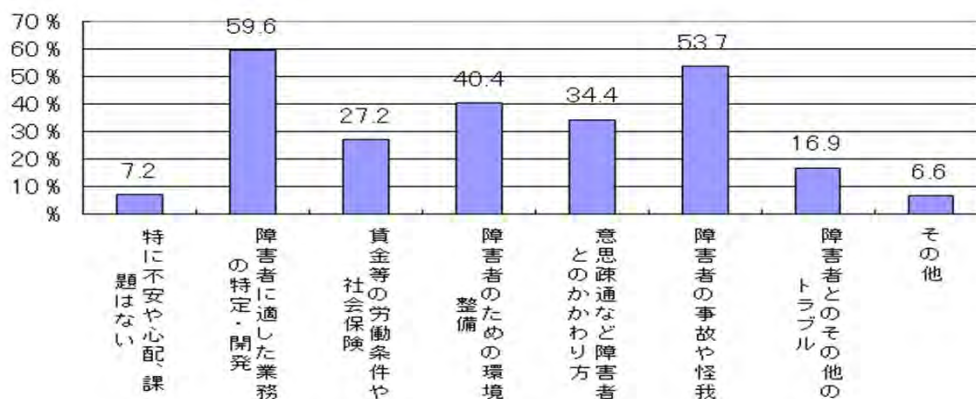
そのような場合は、障害者就労施設の職員は農家の方とよく話し合い、季節ごとに委託契約を結ぶこともできる施設外就労（P15参照）や、複数の農家や農業法人が共同で障害者施設に作業を委託する方法などを考えるとよいでしょう。

○ 伸びる農業分野における障害者雇用

民間企業で働く全国の障害者の割合（実雇用率）は1.76%（平成25年6月1日現在）です。このうち、農業分野は1.83%と全体平均を上回るとともに、ハローワークを通じた障害者の就職件数は、農林漁業の職業では30.9%増（平成24年度）と、全体平均（15.1%増）を上回って伸びています。

その一方で、障害者を雇用する際の不安や心配もみられます。

障害者を雇用する際の不安や心配



資料：農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果
 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ平成21年3月現在。回答476法人))

施設外就労から始める！！

施設外就労

障害者施設が農業を行う場合に、農作業を農業者から受託（施設外就労）する方法があり、直接始めるより比較的容易に取り組むことができます。

障害福祉サービス事業所が農業者と請負作業に関する契約を締結した上で、一部の作業を障害福祉サービス事業所が受託するものです。

また、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約も必要となります。

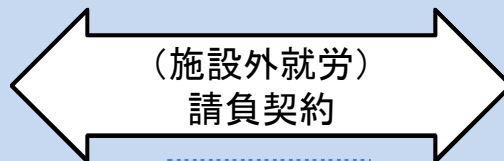
障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うこととなりますので、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなります。

このため、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらうことが必要です。

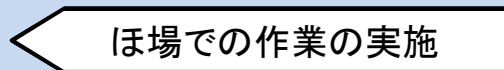
また、請負契約に基づく報酬を障害福祉サービス事業所に支払うこととなります。



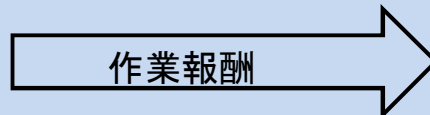
農家・農業法人等



上記手続き後



草取り、出荷調製作業、植付け作業等



障害福祉サービス事業所
(就労継続支援(A型・B型)事業所、就労移行支援事業所を指します)

- 農業従事者が減少・高齢化する中で、補助労働力として障害者に期待
- 障害者の雇用促進により農業として社会的要請に貢献

農業分野と障害福祉分野との連携

- 農業は、障害の特性に応じた作業が可能
- 自然や動植物とのふれあいにより情緒が安定（心身回復・リハビリ効果）
- 農業は、一般就労に向けての体力・精神面での訓練が可能

◇直接、地域にある障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型、就労移行支援）と調整することになります。また、市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法もあります。

◇どのようなことを依頼できるのか、どのような準備が必要なのかなど相談しながら進めましょう。

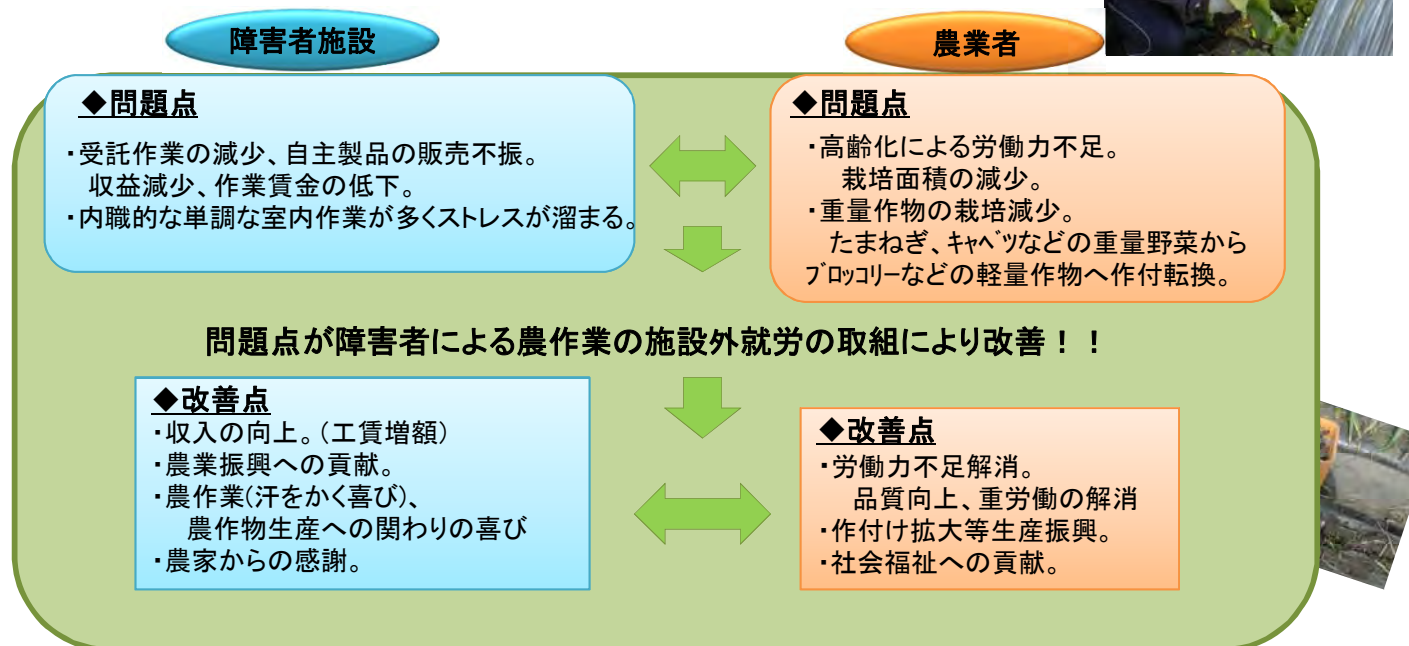
◇農作業経験のある障害福祉サービス事業所もあります。

障害者雇用等関係 事例

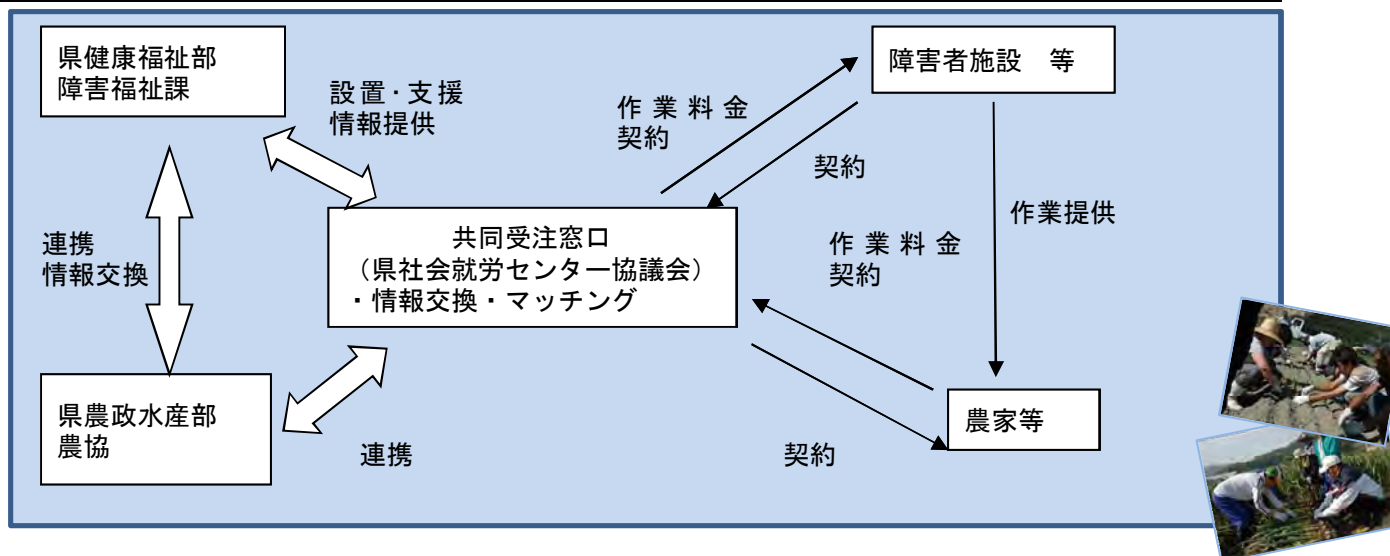
【県全体で取り組んだ
施設外就労プロジェクト】



■障害者施設や農家が抱えていた問題が改善！



■県全体がバックアップ！農家と障害者施設のニーズを施設外就労を通じて共同受注窓口がマッチング！



■施設外就労の作業の様子



にんにくの収穫



にんにくの収穫

特例子会社の農業分野への進出

障害者雇用の義務化を受け、法定雇用率を達成するための特例子会社が増加しており(平成25年6月末現在380社)、少なくとも22社が農業を実施していることが確認されていますが、近年、農業に重点を置いた特例子会社が新設される傾向にあります。

農林水産政策研究所では、農業活動を本格実施している5社(下表)について調査・分析を行い、社会福祉法人等による取組との違い、特例子会社の農業分野への進出の強みと課題、今後の取り組み方向について明らかにしました。

- ① 特例子会社は親会社からの支援は期待できるものの、障害者の雇用人数に見合った事業規模の実現等で苦勞。収支をまだ黒字化できていない企業が多くなっている。
- ② 社会福祉法人と同様に、農業技術面での困難を抱えるほか、社会福祉法人とは異なり、立ち上げ時に障害者に対する理解、扱いでも困難を抱える事例が多い。
- ③ 生産量に見合った販路の確保で苦勞。ただし、社会福祉法人とは異なり、親会社の営業ノウハウ、人的コネクションを活用し、販路を拡大しつつある事例も多い。

進出環境は整ってきているので、成功事例をモデルに農業分野へ進出してくる特例子会社が増加する可能性が高いと思われます。

表 特例子会社の農業活動等の取組状況

		A社	B社	C社	D社	E社
親会社の事業内容		住宅建設・販売	文房具製造	農業機械製造	物流	コンピュータネットワークシステム販売・保守
事業規模等	障害者雇用数	16 (うち農業11)	8	12	26	14
	その他の従業員数	6	5	4	14	5
	農地規模(a)	356	42 (うち水耕施設28a)	35 (うち水耕施設28a)	0 (水耕施設非農地20a)	×
事業内容	生産農作物	野菜(ハウス、露地) (レタス、アスパラガス等)	水耕栽培 (サラダほうれんそう主体)	水耕栽培 (野菜9種)	水耕栽培(野菜4種) 菌床キノコ	×
	主な販路	流通業者(契約栽培)、卸売市場、農協等	スーパー等(契約販売)	スーパー等(契約販売)	地方市場の荷受会社(契約販売)	(農作業請負のみ)
収支状況		事業拡大で赤字削減へ	黒字 (経常収支)	赤字	事業拡大で赤字削減へ	親会社からの持ち出しに依存

農林水産省農林水産政策研究所HP

「社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題」

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/Syogaisya/genjotokadai.html>



- 8 障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか。
また、障害者雇用に取り組む事例などがあれば教えてください。

(答) 障害者雇用に関するご相談につきましては、まずは最寄りのハローワークへご相談ください。ご利用いただける支援制度の案内や、必要に応じて専門機関の紹介をしています。

また、ホームページ上で、障害者雇用に取り組む企業の好事例を紹介している障害者雇用事例リファレンスサービスや各種マニュアルをご覧いただけます。

○ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けています。障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて他の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

厚生労働省HP 全国のハローワーク一覧
<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



○障害者雇用リファレンスサービス、各種マニュアル

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにて、障害者雇用に関心のある事業所の好事例を紹介しています。

また、障害者雇用に関するノウハウや具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめた「雇用マニュアル」なども紹介しています。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構HP

<http://www.ref.jeed.or.jp/> (障害者雇用事例リファレンスサービス)

<http://www.jeed.or.jp/data/disability/disability01.html#sec02> (各種マニュアル)



【お問い合わせ先】

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域障害者職業センター(障害者雇用リファレンスサービス等)

9

障害者を雇用(受入)したい場合に参考となるマニュアルなどを教えてください。

(答)「農業分野における障害者就労マニュアル」や「はじめてわかる 障害者雇用 事業主のためのQ&A集」がありますので、参考にしてください。



【主な内容】

- 就労受け入れまでの流れ
 - ・ 農作業による訓練・研修
 - ・ 試行雇用
 - ・ 特例子会社による障害者雇用
- 受け入れ・訓練事例
- 支援方法
 - ・ ルールの明示
 - ・ 障害特性の把握と情報の共有
 - ・ 作業工程の分割
 - ・ 作業工程の組み立て
 - ・ 言葉によらない指示
 - ・ 職場の環境整備
 - ・ 作業器具の工夫



PDF



農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/pdf/2008.pdf>



【主な内容】

- ・ 障害者雇用
- ・ 障害者雇用率制度
- ・ 障害者雇用納付金制度
- ・ 障害者の範囲
- ・ 障害者雇用の進め方
- ・ 経営者の理解
- ・ 受け入れ部署の理解
- ・ 社内コンセンサス形成
- ・ 施設・設備の改善
- ・ 障害特性に応じた職場改善
- ・ 募集活動



PDF



(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構HP

<http://www.jeed.or.jp/data/disability/qa/qa.html>

【お問い合わせ先】

- ・ 農林水産省経営局就農・女性課、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所
- ・ 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

10 障害者を雇用した場合に、活用できる支援策などがありますか。

(答①) 障害者の雇用を促進するために、事業主に対する助成金の支給など、さまざまな支援制度があります。ここではその一例をご紹介します。

障害者を雇用するに当たって、農園の整備に要する経費の一部を支援する事業や、職場にスロープを設置するなどの障害者が働きやすい環境整備を行った場合に支給される助成金などがあります。

- 都市農村共生・対流総合対策交付金(農山漁村地域)
- 「農」のある暮らしづくり交付金(都市及び都市近郊地域)

障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の整備に要する経費の一部を支援するものです。詳細は **3**、**5** をご覧ください。

農林水産省HP 都市農村共生・対流総合対策交付金
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html



農林水産省HP 「農」のある暮らしづくり交付金
http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/nouaru_kurashi/index.html



○障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部を助成しています。

(主な助成金)

- ・ 障害者作業施設設置等助成金

障害者の作業が容易に行うことが出来るよう配慮された作業施設等の設置等を行った事業主に支給(例:障害者1人につき上限450万円等)。

* 車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業所、聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構HP

<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub01.html>



※ 上記以外にも助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。

【お問い合わせ先】

・農林水産省農村振興局都市農村交流課(都市農村共生・対流総合対策交付金、「農」のある暮らしづくり交付金)

・(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 高齡・障害者雇用支援センター(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)

(答②) 障害者を雇用した事業主に対する支援や、雇い入れ後の障害者の職場定着に関する支援などがあります。

○ 農の雇用事業

農業法人等が、障害者を含む就農希望者を雇用し、研修を行うことに対して支援します。

就農希望者を雇用したのち、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)に対して、1名当たり年間最大120万円(最長2年間)を、農業法人等に支援しています。

農林水産省HP「農の雇用事業」

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nouno_koyou.html



○ 障害者雇用のための主な助成金

(1) 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用した事業主に対し、助成金を支給(例:中小企業が雇用した場合、最大240万円など)。

(2) 障害者試行雇用(トライアル)奨励金

障害者を試行雇用として雇用した事業主に対して助成金を支給。

厚生労働省HP「障害者を雇い入れた場合などの助成」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/intro-joseikin.html>



※ 上記以外にも助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。

○ 雇い入れ後のジョブコーチ支援

雇い入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターから職場にジョブコーチを派遣し、相談・支援しています。

【お問い合わせ先】

- ・農林水産省経営局就農・女性課(農の雇用事業)
- ・都道府県労働局、ハローワーク(障害者雇用のための主な助成金)
- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター(ジョブコーチ支援)

11 農業を活用した障害福祉サービスを障害者に提供する場合に、活用できる支援策はありますか。

(答) 社会福祉法人やNPO法人等が福祉的就労を行う場合は、障害福祉サービス事業所等の施設整備の経費の一部を支援することができます。

また、障害者の就労訓練などを目的とした農園の整備に要する経費の一部を支援することもできます。

○社会福祉施設等施設整備費補助金

(負担割合: 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、設置者 1/4)

○都市農村共生・対流総合対策交付金(農山漁村地域)

○「農」のある暮らしづくり交付金(都市及び都市近郊地域)

詳細は **3**、**5** をご覧ください。

農林水産省HP 都市農村共生・対流総合対策交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html



農林水産省HP「農」のある暮らしづくり交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/nouaru_kurashi/index.html



(参考情報)

農林水産省HP「農業法人について」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html



農林水産省HP「農業経営体向け支援活用ガイド」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/h24_guide_top.html



厚生労働省HP「障害者の就労支援対策の状況」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>



【お問い合わせ先】

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
- ・農林水産省農村振興局都市農村交流課(都市農村共生・対流総合対策交付金、「農」のある暮らしづくり交付金)

12

生活困窮者の自立に向けた制度ができましたが、どんな制度でしょうか。

(答) 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る『生活困窮者自立支援法』(平成25年法律第105号)が成立しました。この法律は、生活保護手前の層である生活困窮者に対して、包括的な相談事業や就労支援事業などを行うことを内容とするものです。

○『生活困窮者自立支援法』のポイント

- 福祉事務所設置自治体は、この法律に基づき、
 - ・ 自立相談支援事業、住居確保給付金の支給(必須)
 - ・ 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業等(任意)を実施します。
- また、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)を推進するため、都道府県知事等による認定制度を創設します。

○ 生活困窮者自立支援と農業との関わり

- 就労に困難を抱える生活困窮者(ニート・ひきこもり、長期離職者など)に対して、支援付きの就労・訓練を行う場を提供することが求められています(就労訓練事業)。
- 障害者の就労に実績のある農業分野においても、この就労訓練事業の受け皿となることが期待されています。
また、こうした方々を受け入れることは、高齢化が進む農業の人材確保にも役立つと考えています。

※ 就労訓練事業については、税制優遇や立ち上げ支援などが検討されています。



【障害者のほか、ひきこもりの若者も参加して、大豆を栽培】

【お問い合わせ先】

・厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

- 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施します。
- 障害者の就労に実績のある農業分野においても、生活困窮者に対する就労支援の受け皿となることが期待されています。

本人のステージに応じた支援

○「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の場の提供等

- ・ 直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会の提供などを行う「就労訓練事業」の場の提供等を支援

一般就労

就 労
訓練事業

社会参加

日常生活
自 立

- 自治体とハローワークとが一体となった就労支援
- 自治体自ら実施する就労支援

○就労準備支援事業の創設

- ・ 就労体験等を通じた訓練
- ・ 生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練

【お問い合わせ先】

・厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者支援室

お問い合わせ先 一覧

- ・ 農業分野における障害者就労を推進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しました。
- ・ 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせ下さい。

農業分野における障害者就労の推進ネットワーク(協議会)

(全体)【全般の問い合わせはこちら↓】

農林水産省経営局就農・女性課女性・高齢者活動推進室 TEL:03-3502-6600(直通)

(地域)

【北海道の方はこちら↓】

北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/network.html>

(事務局)北海道農政事務所企画調整グループ TEL:011-642-5461(内線315,312)

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の方はこちら↓】

東北地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/syurou/index.html>

(事務局)東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:022-263-1111(内線4434,4436)

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の方はこちら↓】

関東ブロック障害者就農促進協議会

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

(事務局)関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:048-600-0600(内線3834,3836)

【新潟県、富山県、石川県、福井県の方はこちら↓】

北陸障害者就農促進ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

(事務局)北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:076-263-2161(内線3982,3984)

【岐阜県、愛知県、三重県の方はこちら↓】

東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/sien/shougaisha.html>

(事務局)東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:052-201-7271(内線2353,2355)

【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方はこちら↓】

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

(事務局)近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:075-451-9161(内線2792,2793)

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の方はこちら↓】

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

(事務局)中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:086-224-4511(内線2472,2475)

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の方はこちら↓】

九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>

(事務局)九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL:096-211-9111(内線4541,4544)

【沖縄県の方はこちら↓】

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

<http://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/009569.html>

(事務局)沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL:098-866-0031(内線83285,83287)

各問の最下欄にある問い合わせ先その他、個別の事業等については、以下にお問い合わせください。

都市農村共生・対流総合対策交付金(農山漁村地域) 「農」のある暮らしづくり交付金(都市及び都市近郊地域)

(全体)【全般の問い合わせと、北海道の方はこちら↓】

農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-3502-8111(内線5451,5447)

(地域)

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の方はこちら↓】

東北農政局農村計画部農村振興課 TEL:022-263-1111(内線4445,4128)

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の方はこちら↓】

関東農政局農村計画部農村振興課 TEL:048-600-0600(内線3462,3412)

【新潟県、富山県、石川県、福井県の方はこちら↓】

北陸農政局農村計画部農村振興課 TEL:076-263-2161(内線3423,3418)

【岐阜県、愛知県、三重県の方はこちら↓】

東海農政局農村計画部農村振興課 TEL:052-201-7271(内線2514,2519)

【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方はこちら↓】

近畿農政局農村計画部農村振興課 TEL:075-451-9161(内線2415,2422)

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の方はこちら↓】

中国四国農政局農村計画部農村振興課 TEL:086-224-4511(内線2522,2521)

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の方はこちら↓】

九州農政局農村計画部農村振興課 TEL:096-211-9111(内線4615,4628)

【沖縄県の方はこちら↓】

沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL:098-866-0031(内線83290,83293)

高齢者生きがい活動促進事業

厚生労働省老健局振興課

TEL:03-3595-2889

(地域支え合いセンター整備事業については老健局高齢者支援課 TEL:03-3595-2888)

障害者雇用関係

(厚生労働省)

障害福祉施設に関するお問い合わせは、都道府県障害福祉担当部署

都道府県労働局 厚生労働省ホームページ 都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

公共職業安定所(ハローワーク) 厚生労働省ホームページ 全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※ 最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。



生活困窮者関係

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者支援室 TEL:03-3595-2615